**平成２６年（フ）第１２０３号**
大阪市都島区高倉町１丁目８番13―511号
債務者　山本　裕美（旧名政典）
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第１６０７号**
大阪市平野区加美北９丁目５番９号シャーメゾン凛110号、前住所大阪市平野区加美北５丁目６番20―404号
債務者　中元　　勇
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第１６０８号**
大阪市平野区加美北９丁目５番９号シャーメゾン凛110号、前住所大阪市平野区加美北５丁目６番20―404号
債務者　中元加代子
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第１６１１号**
大阪市東淀川区瑞光２丁目12番６号グレイス21―201号
債務者　吉崎　弘之
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第１８１７号**
大阪府豊中市野田町18番７号
債務者　永井　　彰
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第１８７９号**
大阪市城東区今福西３丁目11番33号今福ハイツ204
債務者　射場　　勝
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第１９２２号**
大阪市淀川区十八条２丁目16番46―1514号、前住所大阪市此花区西九条１丁目17番７号
債務者　鎭田　翔太
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第１９２９号**
大阪府門真市北岸和田１丁目14番15号
債務者　大西　博之
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第１９５９号**
大阪市東淀川区豊新５丁目14番６―202号
債務者　向久保　児
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第１９９４号**
大阪市城東区関目５丁目３番16―211号
債務者　山本　數子
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第２１３３号**
大阪府高槻市深沢町２丁目10番１―911号
債務者　竹原　憲三
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第２２５７号**
大阪市淀川区西三国１丁目31番６号　光栄ハイツ西三国402号
債務者　木下　広志
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第２２６０号**
大阪市東淀川区東中島５丁目30番15―203号
債務者　吉川　一正
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第２３１９号**
大阪府大東市三箇５丁目１番３号　酒由ハウス201号
債務者　清永　水枝（旧姓松尾・生田）
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第２３３７号**
大阪市東淀川区大桐５丁目８番５―６号
債務者　小林　次生
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第１３３号**
函館市豊川町２番９号
債務者　山代　晃司
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
函館地方裁判所

**平成２６年（フ）第１５５号**
函館市昭和３丁目29番38号
債務者　山田　昭雄
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
函館地方裁判所

**平成２６年（フ）第１５６号**
函館市昭和３丁目29番38号
債務者　山田　正子
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
函館地方裁判所